

平成 30 年度 第 2 回特別職報酬等審議会 会議録

日 時：平成 31 年 1 月 31 日（木）PM3:00～PM4:00

場 所：堺市役所 本館 3 階 第 1・2 大会議室

出席者：近藤真司会長、岩本洋子委員、久保洋子委員、隈元英輔委員、篠藤敦子委員
寺下三郎委員、堀畑好秀委員、森下直樹委員、横山健委員

事務局：土生総務局長、森人事部長、濱脇労務課長

事務局 ・ 委員紹介

近藤会長 会長の近藤でございます。

皆様方には、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の審議会を進めたいと思います。

前回、審議項目について事務局からの資料の説明がありましたが、本日は、それぞれの項目ごとに議論していきたいと考えていますので、ご協力お願いします。

それでは、審議項目の 1 点目「議会議員の議員報酬の額及び市長、副市長の給料の額」についての議論に入りたいと思います。

近藤会長 議論にあたり、はじめに、給与カットの取扱いを整理しておきたいと思います。

給与カットについては、昨年度の審議会においても、給与カットはそれぞれの団体の特別の事情によって実施されているものであり、給与カットをふまえた議論とすると、結果として、堺市の特別職や議会議員の給与等の妥当性が、他市のカットの影響を受けて変動することになり、これは妥当ではないと整理しました。

従いまして、本審議会では、昨年度までと同様に、給与カット前のそれぞれの職に見合った本来の額の妥当性を審議し、給与カットの状況については、その審議のうえでのあくまで参考情報としたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(一同) (異議なし)

近藤会長 それでは、給与カット前の本来額の妥当性の審議に入ります。

審議については、これまでの進め方にならって、4つの視点、

①財政状況

②一般職職員との比較

③他の政令指定都市との比較

④職務職責

それぞれの視点から検討と議論を進め、総合的に判断するという方法で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同) (異議なし)

- ・社会経済情勢については、米中貿易摩擦の激化等により不透明な面があるが、国内景気ではインバウンド消費の活況や、今後オリンピックや万博も控えており、それほど悲観的なものではない。
- ・一般職との比較においては、一般職の最高位である局長級の額と特別職の給料の額等の差額は、昨年度の状況と大きな変動はない。
- ・他の政令市との比較では、昨年度の状況とほぼ変動がない。
- ・職務職責についても、昨年度から大きな変更点はない。

以上のような状況からみると、今年度、直ちに引き上げる要因や引き下げる要因が見当たらないため、変更しないと判断することが妥当という結論になると思います。

この結論について、何かご意見等ございますでしょうか。

(一同) (意見なし)

近藤会長 それでは、本年度の審議会の結論としては、変更しないと決定させていただきます。

近藤会長 それでは、もう1点の審議項目である「議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等」についての議論に入りたいと思います。

先日お受けしました市長からの諮問書を見ますと、諮問項目は3点あり、1点目が「議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定にあたって、特別職報酬等審議会の審議を経ることなく改定することの妥当性」、2点目が「議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定を一般職に連動させることの是非」、3点目が「市長が議会議員の期末手当改定の議案を提案することの妥当性」となっています。

先に審議の進め方を整理しておきたいと思いますが、諮問項目を見ますと、1点目「当審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」と2点目の諮問項目である「一般職に連動させることの是非」については、議論するうえで相互に関連があるものと思います。一方、諮問項目の3点目「市長が議案を提案することの妥当性」については、前の2点とは少し異なる議論になろうかと思えます。

そこで、審議としては項目を切り分けて、まずは諮問項目の1点目「当審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」と2点目「一般職連動の是非」についてまとめて審議し、その後で、3点目の「市長が議案を提案することの妥当性」について審議したいと考えますが、皆さんいかがでしょうか。

(一同) (異議なし)

近藤会長 それでは、諮問項目の1点目「当審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」と2点目「一般職連動の是非」についてまとめて審議し、3点目の「市長が議案を提案することの妥当性」については切り分けて審議したいと思います。

早速、皆さんのご意見をお聞きしたいと思いますが、一般職連動の是非について議論するに際して、資料に示されていますが、堺市のような「市の一般職」をベースとする団体と「国の特別職」をベースとする団体の違いについて改めて説明いただけますか。

事務局 (説明)

近藤会長 それでは、諮問項目の1点目「当審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」と2点目「一般職連動の是非」について、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。ご意見等ございますでしょうか。

森下委員 一般職との連動をさせずに、支給月数を決定するとしても、何を物差しにして基準を考えるのかという対案がなければ、考えにくい問題だと思います。公務員の給与は、民間給与の調査をした上で、人事委員会から勧告されていることを考えると、一般職連動は妥当だと思います。

また、一般職と連動させるなら、審議会の審議を経ないことにも、妥当性があると思います。今回、市長から諮問があつて、議論することについては、意義はあると思いますが、期末手当の支給月数の改定にあたって、当審議会の審議を定例とする必要はないと思います。

隈元委員 国においては、特別職や国会議員の期末手当の支給月数を一般職に連動させて改定する際に、報酬等審議会のような第三者機関に諮問していません。本市でも、一般職と連動させるのであれば、当審議会の審議を経なくても客観性・公正性は保たれると思います。

堀畑委員 民間企業の役員の報酬や従業員の給与は、企業の業績を考慮して決定しており、役員と従業員との均衡を図るという意味から連動していると言えます。公務員においても、一般職との均衡を図るということで、特別職や議会議員の期末手当の支給月数を一般職に連動させて決定することは、合理的で意義があると思います。

また、当審議会の議論を経るべきかどうかということについては、当審議会では、期末手当を含めた年収等も資料で示されていることを考えると、あえて期末手当のみを議論する必要はないと思います。

篠藤委員 堺市では、以前から特別職と議会議員の期末手当の支給月数は、市の一般職と連動して改定しているのですよね。

事務局 はい、その通りです。

篠藤委員 そうであれば、客観的に一つの基準に従っていることで、一般職と連動させることは妥当だと思います。

横山委員 特別職と議会議員の期末手当の支給月数は、一般職に連動するという条例はないのですよね。

事務局 はい。条例には、期末手当の支給割合を規定しています。

横山委員 市職員の給与を基礎に給与体系を考えている民間企業もあります。労働者の立場で言えば、議会議員や特別職の期末手当が改定されないことに影響して、一般職も改定されなくなるのではないかということをお慮します。

寺下委員 民間企業でいうと、公務員の「一般職」は「社員」で、公務員の「特別職」は「役員」ということになります。民間企業では、ボーナスは、企業の業績や収益と比例しています。業績や収益を上げるには、社員の努力があつて、その背景には、役員管理監督・指示、指導があることから、民間でのボーナスは、社員と役員が連動していると言えます。そうした点から、公務員も一般職と特別職が連動していることは妥当だと思います。

また、一般職の支給月数を決定にするにあたっては、様々な資料、データをもとに人事委員会からの勧告に基づいて決めていると思います。仮に、当審議会が議会議員や特別職の期末手当の支給月数を審議するとしても、同じような資料等で決めることになると思います。現行の決定方法が客観的なデータに基づいて決定されている以上、あえて当審議会が審議をする必要はないと思います。

近藤会長 他に何かご意見等ございますでしょうか。

近藤会長 皆様のご意見を整理すると、堺市では、議会議員の議員報酬や特別職の給料の額の妥当性について、当審議会が毎年審議している。また、これまでも期末手当改定後の審議会において、期末手当も含めた年収等を確認のうえ、毎年の議員報酬の額や市長等特別職の給料の額について審議している。こういう状況をふまえると、議会議員や市長等特別職の期末手当の改定にあたって当審議会が審議する必要があるとまでは言えない。

また、期末手当の支給月数は、民間においても役員と従業員間で、一定の均衡が図られている。このようなことから、期末手当の支給月数を一般職と連動させて対応することは合理的である。

さらに、国では、特別職や国会議員の一般職準拠が法律上予定されており、地方公共団体においても、国の一般職準拠にならば、特別職や議会議員の一般職連動が大勢となっている。

以上のようなまとめになるとは思いますが、ご意見等はございますでしょうか。

近藤会長 他にご意見がないようですので、そういう形でまとめたいと思います。

それでは、次に「市長が議会議員の期末手当改定の議案を提案することの妥当性」

について議論したいと思います。まずは、前回お願いして作成いただいた追加資料の説明をお願いします。

事務局 期末手当に関する資料（第2回追加資料）説明

近藤会長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

久保委員 議会議員も議案を提案することができますが、予算の調製権と予算案を提出する権限は市長のみにあるということなので、市長が議会議員の期末手当改定の議案を提案することは妥当だと思います。

岩本委員 平成9年から本市の議会議員の報酬は上がっていません。仮に、議員が報酬を上げたいのであれば、報酬を上げる条例を提案できます。ただし、そのためには予算が必要なので、議会と市長が協議し、市長に予算を調製してもらうこととなります。そうであるならば、改定の議案と予算議案を同時に市長から提案するのが一般的だと思います。

堀畑委員 議会議員が予算を伴う条例案を提案するには、事前協議が必要ということであるから、私も期末手当の支給月数改定の条例の提案は、市長から行うのが合理的だと思います。

近藤会長 手続きに関しては、期末手当の改定議案を市長が提案してもいいし、議会議員も提案権を持っているということを確認しました。最終的には、議会においては、議案の妥当性を審議されますので、議会の意志は反映されることとなります。

予算が伴う議案なので、法律上、市長からの議案提案が望ましいと思います。一方、議会議員が提案することも一つの手法と言えます。

ただし、今回の期末手当の改定議案に関しては、一般職連動を是とするので、市長が提案することに妥当性はあると考えたいと思います。

以上のようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(一同) (異議なし)

近藤会長 他にご意見はありますか。

近藤会長 皆さん、熱心なご議論をいただきありがとうございます。

本日の議論をふまえて、私と事務局で答申案を作成し、次回の審議会において、委員の皆さんでご議論いただきたいと思います。

・ 次回開催日の日程調整

近藤会長

それでは、次回は2月8日午後3時から第3回の審議会を開催し、答申案について審議したいと思いますので、皆様よろしくをお願いします。

また、答申案の審議にあたって、更に委員の皆さんのご意見を加えることもできると考えていますので、ご意見等がありましたら、次回に頂戴できたらと思います。

それでは、本日の会議はこれもちまして閉会したいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。